

# 雇用就農を支援します。

## 雇用就農促進支援事業

国の「雇用就農資金」を活用し、**原則49歳以下の就農希望者**を新たに雇用して、技術等を習得させるための研修を実施する農業者等に、**研修に必要な経費の一部を補助**します。

補助額 年間**最大60万円**（上限5万円/月）

補助期間 国の事業開始から**最長2年間**

### 支援イメージ

(市) 雇用就農促進支援事業	60万円	60万円		
(国) 雇用就農資金事業 ※詳細は裏面をご確認ください。	60万円	60万円	60万円	60万円
【支援期間】	1年目	2年目	3年目	4年目

国と市を合わせて  
**4年間で最大360万円**  
支援します！

### ○交付対象者

弘前市内に住所又は本店を有する**農業者、農業法人**等で、**国の「雇用就農資金」事業**を活用して研修を実施する方

詳細はこちら



## 就農希望者等住居確保事業

農業研修を受講する方が、アパート等を賃借する場合に、**家賃の一部を補助**します。

研修生住居支援  
**※転入者のみ**



補助率 対象経費の**2/3**以内

上限額 **5万円/月**※ × **最長2年間**

### ○交付対象者

※単身世帯の場合、**3万円/月**

国の「雇用就農資金事業」を活用した農業者等に雇用され、弘前市内に住所を有する**研修生**で以下の要件を満たす方

- ①研修開始日の前日から過去2年以内に、**近隣市町村※以外から転入**していること
- ②転入する直前の過去3年間に連続して**2年以上、弘前市外に在住**していたこと 等

※黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村

詳細はこちら



原則49歳以下の就農希望者を新たに雇用して、技術等を習得させるための研修を実施する農業者等に、資金を交付します。

支援額 年間最大60万円（上限5万円/月）※

支援期間 最長4年間

※新規雇用就農者が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等の場合は、加算措置あり

## 主な要件

### （農業者等）

- おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）等であること。
- 十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- 過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が1/2以上であること。
- 農業の働き方改革実行計画を作成し、従業員と共有すること。
- 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- 研修内容等を就農に関するポータルサイト（[農業をはじめ.jp](https://www.be-farmer.jp)）に掲載していること。

### （新規雇用就農者）

- 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する49歳以下（採用時点）の者であること。
- 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。

## 募集期間等

募集回	募集期間	支援期間	支援対象となる新規雇用就農者の採用日
第1回	R6.3.1～R6.4.4	R6.6.1～R10.5.31	R5.6.1～R6.2.1
第2回	R6.7～8月（予定）	R6.10.1～R10.9.30	R5.10.1～R6.6.1
第3回	R6.10～11月（予定）	R7.2.1～R11.1.31	R6.2.1～R6.10.1

- ・申請先は青森県農業会議になりますので、詳細はお問合せください（TEL：017-774-8580）。
- ・募集要領、申請様式等はHP（下記URL又はQRコード参照）でご確認ください。  
[https://www.be-farmer.jp/farmer/employment\\_fund/original/](https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/)
- ・募集期間等が決まり次第、ひろさき農業メールマガジン等でお知らせしています。

